

## 平成24年度食の安全安心セミナー開催結果

- |   |       |   |                                |
|---|-------|---|--------------------------------|
| 1 | テ     | マ | 「食品中の放射性物質」                    |
| 2 | 主     | 催 | 宮城県, 消費者庁                      |
| 3 | 日     | 時 | 平成24年10月23日(火) 午後1時30分から午後4時まで |
| 4 | 場     | 所 | 宮城県行政庁舎2階講堂                    |
| 5 | 参加対象者 |   | 県内の消費者, 生産者・事業者, 行政関係者         |
| 6 | 内     | 容 |                                |

### (1) 講演

「食品中の放射性物質による健康影響について」

講師 内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課

リスクコミュニケーション専門官 久保 順一 氏

「食品と放射能Q&A」

講師 消費者庁消費者安全課

企画官 金田 直樹 氏

### (2) 意見交換

#### ○コーディネーター

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

食の安全安心推進専門監 宍戸 義典

#### ○パネリスト

・内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課

リスクコミュニケーション専門官 久保 順一 氏

・消費者庁消費者安全課

企画官 金田 直樹 氏

## 1 参加者

121名

## 2 意見交換の主な内容

問1 「食品と放射能Q&A」の15ページにある年齢区分別の摂取量と放射性物質の健康に与える影響を考慮し限度値を算出した表を見ると、男性の方の限度値が低いですが、女性より男性の方が死にやすいということですか。

答1 体に入ってから出るまでの生物学的半減期の値のモデルがあり、男女では新陳代謝の値や食べる量が違うなど、計数で基準値が算出されているということです。(消費者庁)

問2 核実験で降下した放射性物質で何か問題が起きたかどうかを調べるような疫学的データはありますか。

答2 ありません。第5福竜丸がマーシャル諸島で水爆実験に遭遇し、健康影響の低下が言わ

れていますが、人数が限られており、ベースとできるような結果としてのデータが不十分でした。(食品安全委員会事務局)

**問3** 流通しているものは検査をしたものだから安心してくださと言われても、検査の仕組みの部分がまだまだ分からず、それが消費者を不安にさせる要因だと思います。消費者が安心できるような仕組みに関してどう考えていますか。

**答3** 安全と安心は別の概念と考えています。安全というのは基準値を決めて、それを全員で守るための努力をすることにより科学的に安全なところまで持っていくことが出来ると思います。それを基に安心していただけるかは個人の心情になると思います。行政として出来るのは、安全を確保するために基準値を出し、検査を続けることだけしかありません。ただし、検査体制など十分な説明がなっていない、もしくは情報が届いていないなど、これにより安心されることになっていないのであれば、伝えていかなければならないと思います。(消費者庁)

**答3** 宮城県のホームページに「放射能サイトみやぎ」というものがあり、すべての食品の放射能検査結果を載せています。また、水道水、土壌、家畜の餌となる稲わらなど、食品以外にも載せておりますので是非御覧ください。(宮城県)

**問4** 情報の出し方について、自宅でインターネットを出来ない人もいるので、紙媒体のものを例えば図書館に配置するなど配慮願います。

**答4** まだまだ普及を続けなければなりませんので、要請があれば配っていかうと思います。(消費者庁)

**問5** 本日のようなセミナーが各地で開催されていると思いますが、他の地域ではどのような質問で出ているのか聞かせてください。

**答5** これまで開催した意見交換会等の質疑、議事録についてはホームページで公開しています。私が何回か参加した中では、多いのは「心配である」という意見です。それと専門家と政府の話が違うため、政府は信じられませんという意見などがあります。傾向的に西日本の方が比較的心配しているという印象を受けました。十分な情報が行き届いていないのかもしれないと感じました。東日本の方はわりと冷静な対応をいただいている印象を持っています。(食品安全委員会)

**答5** 消費者庁では、小さい範囲で消費者団体の皆さんなどと合同で会議等を開催しています。今一番福島県で言われていることは、具体的に、これは食べていいか、測るのに1kgと言われたが、そんなに沢山ないからどうしたらいいかなど、より具体的な質問が挙げられています。若いお母さんが多い会議では子供に関する質問、給食関係者が多い会議では、どういう単位で給食を測っているのかという質問があります。時間が経過しているので質問が具体的になっており、以前とはかなり変わってきているという認識があります。(消費者庁)

**問6** 放射性物質の風評被害が課題です。野菜など宮城県産、福島県産のものは買わないとい

う人もおり、放射性物質に関する食品表示の取組を考えていくべきと考えます。

答6 消費者の安心につなげるため生産者の方をお願いしたい取組は、実際に検査をした結果等のポスター、チラシを作り、店頭に並んでいるものを紹介していただければと思います。(消費者庁)

答6 宮城県の検査体制について御紹介しますが、農産物は出荷前に必ず何点か検査をし、基準値を超過していないことを確認しないと出荷をしないというルールになっています。農産物だけでなく牛乳、林産物、魚介類も安全なものを流通させています。流通しているものについても、何点かピックアップして検査し安全であることを確認しています。学校給食についても、市町村において希望があれば食材となるものの検査をしており、また、ごはんとかおかずを全部混ぜて問題はないかということも検査しています。あらゆる面から安全であることを確認していることをお知らせします。(宮城県)

問7 基準値を超えた牛が1頭、2頭いたことで、飼育されている牛が全頭汚染されているというような状況となることに疑問を持ちます。

答7 2つの側面があります。生産者側からすると、県内で飼育されているものが何万頭いて、その中で特定の農家の飼育牛1頭から基準値を超えたものが出たことにどれだけの意味があるのか、それを言うことによって逆に風評被害になってしまうのではないかという問題があります。消費者の側からすると、そういったものがあるなら国産牛は危ないのではないかと逆の意味での心配が出てしまう話だと思います。何故そういうものが出たのかということについて、明確に説明できる調査を行い、対外的に説明することにより、こういったものは特殊な事例で宮城県全体の話ではないと説明できる状態にしなければならず、その前提に調査計画があるということが必要だと思います。(消費者庁)

問8 安全確保が大切との話ですが、宮城県内に住んでいる皆さんは、自分たちはこういった対処をすればいいのかまだ分かりません。もっときめ細かい情報の出し方、そしてその情報を信頼できるものと取っていただけるような手法を工夫してください。

答8 その通りだと思います。今年9月に松原消費者大臣の発案で食品と放射能の小規模な意見交換をやろうという方針を閣僚会議で提案したところです。やり方としては、消費者講座を開催する方に研修授業を行い、身近な場所や自分の持ち場で伝えていただく、こういった取組を全国でやることによってきめ細かい形での情報が伝わるようにと考えています。(消費者庁)

答8 食品安全委員会として、こういった講義形式の会議以外にも少人数のワークショップなども展開しているので、御要望があればそのような形の意見交換にも参加していただければと思います。(食品安全委員会)

問9 情報の出し方として図書館に置いてはとの意見について、仙台市の図書館では震災復興文庫みたいなものがあり、震災関係の本や雑誌を集めたコーナーがあります。もし図書館に置くのであれば、ただ入口に置くのではなく、震災復興文庫に併設して置いてもらえるようにすればより皆さんが見てくれるのではないかと思います。ターゲットを絞っ

た情報の出し方を工夫されたら良いのかと思います。

「放射能情報サイトみやぎ」については、パソコンで見たところ非常に整理されて良いと思いますが、一つ欠点があって放射線量のマップが重くてなかなか映りません。

答 9 図書館に置いていただきたいということですが、自治体に頼まれて多くの部数を送っていますが、自治体でそれをどこに置いているのか把握をしていなかったもので、これからは市役所の窓口だけでなく、図書館とか公民館とか目に付くところに置いてもらえるようお願いします。

問 10 生涯の累積線量がおおよそ100msv以上となっているが、生涯とは何年先を言っているのでしょうか。内部被ばくのことを言っていると思うが、外部被ばくについてはどのように考えているのでしょうか。生涯100msvをどのように管理していくのでしょうか。

答 10 人によって様々であるため、50年とか80年とか決めた形ではありません。評価は内部被ばくを想定したものであり、外部被ばくとのトータルというものではないことから議論するものではなく、100msvは、あくまで食品由来の内部被ばくというものです。100msvの管理については、適宜モニタリング検査が必要だと思います。

問 11 米などの放射性物質検査について、輸入品に関しても同じような基準を適用すると考えていいですか。

答 11 輸入品については、基本的に100Bq/kgに変わりません。